

第Ⅳ区分について

多子世帯に属する場合、私立学校の理工農系の学科に在籍する場合の支援内容は以下のとおりです。

多子世帯及び理工農系の両方に該当する場合は、多子世帯の第Ⅳ区分として採用となります。

① 多子世帯に属する場合の支援

「第Ⅳ区分（多子）」の給付奨学生として採用されます。

第Ⅰ～Ⅲ区分同様に通学形態等により定まる月額が支給されます。

また、授業料等減免を受けることができます（奨学金申請と一緒に申請が必要）。

② 私立学校の理工農系の学科等に在籍している場合

「第Ⅳ区分（理工農）」の給付奨学生として採用されます。

給付奨学金の支給額は0円となります（給付奨学金は振り込まれません）が、授業料等減免を受けることができます（奨学金申請と一緒に申請が必要）。

③ ①②のいずれにも当てはまらない場合

支援区分は「第Ⅳ区分（対象外）」となり、給付奨学金は支援対象外となるため支給が停止され、支援対象外となっている期間は第一種奨学金貸与月額の制限が解除されます。